

令和 6 年度（2024 年度）
阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託仕様書

この仕様書は、校舎間移動バス運行業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない事項については、受託者は熊本県立阿蘇中央高等学校（以下「学校」という）と協議のうえ誠意をもって行うものとする。

1 委託業務名

令和 6 年度（2024 年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託

2 委託期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

3 委託目的

熊本県立阿蘇中央高等学校は阿蘇校舎（普通科及び総合ビジネス科）と阿蘇清峰校舎（農業食品科、グリーン環境科及び社会福祉科）の 2 つの校舎を持つ校舎制の学校であり、春牧農場も有している。その校舎制の特色の一つとして、生徒が両校舎や春牧農場間を移動して授業を受ける（総合選択制授業）、学校行事の際には 1 つの校舎に集合するなどの教育活動を行っている。

この業務は、その教育活動における両校舎や春牧農場間の移動手段として行うものであり、作成する運行計画に基づき、指定した運行路線、運行時間等の運行条件を遵守し、安全かつ確実に輸送することを目的とする。

また、バスの運行にあたっては道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）等関係諸法令を遵守するものとする。

4 契約の方法

運行パターンごとの単価契約とする。

なお、運行パターンはこの仕様書に基づき二次審査により決定する契約締結の第一候補者と協議し運行計画を作成し、それに基づいた運行パターンごとの単価契約とする。

5 委託内容

（1）路線

次の 2 事業とし、別紙 1「令和 6 年度（2024 年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託年間計画書」のとおりとする。ただし、諸事情により一部変更する場合もある。

ア 総合選択制授業

阿蘇清峰校舎や春牧農場での授業を阿蘇校舎の生徒が受講する際に、阿蘇校舎を始発・終着として、阿蘇清峰校舎及び春牧農場へ生徒の輸送を行う。

また、阿蘇校舎での授業を阿蘇清峰校舎の生徒が受講する際に、阿蘇清峰

校舎及び春牧農場を始発・終着として、阿蘇校舎へ生徒の輸送を行うものとする。

イ 学校行事

阿蘇清峰校舎での学校行事へ阿蘇校舎の生徒が参加する際に、阿蘇校舎を始発・終着として、阿蘇清峰校舎へ生徒の輸送を行い、また、阿蘇校舎での学校行事へ阿蘇清峰校舎の生徒が参加する際に、阿蘇清峰校舎を始発・終着として、阿蘇校舎へ生徒の輸送を行うものとする。

(2) 使用車両及び装備・使用経路について

ア 使用車両・使用経路は、第一候補者決定後仕様書等に基づき安全かつ効率的な運行について学校と協議のうえ決定する。

イ 装備は、空調機を完備すること。また、前・後方に学校名を標記する等の外観・内装については学校の要請に対応すること。

(3) 運行日

別紙２－１、２「令和６年度（２０２４年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託運行予定表」のとおりとする。

ただし、台風・大雪等の自然災害その他の諸事情により一部変更する場合もある。

なお、運行中止、又は時間を変更する場合は前日の１７時までに学校が指示を行う。また、学校行事については、運行日の２週間前までに学校から通知を行うものとし、行事实施回数、期日等については、別紙２－１、２「令和６年度（２０２４年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託運行予定表」の年間実施回数の範囲内で変更することがある。

(4) 乗車する者

乗車する者は、原則として運転手及び生徒・教職員・保護者とする。

6 受託者の義務

(1) 運行路線並びに運転手の配置等

ア 学校が作成した運行計画に基づいた路線を運行しなければならない。

イ この業務に適した運転手を各路線に１名配置しなければならない。

ウ 運行責任者を選任し、運行条件を遵守させるよう努めなければならない。

(2) 車両の整備等

ア 常に車両の点検整備に努めなければならない。

イ 車両は国土交通省で定める「道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）」に基づいたものでなければならない。

(3) 運転手の主な業務

ア 法令を遵守し、バスを安全に運転する。

イ 生徒の座席着席を確認してから、バスを発車する。

ウ 生徒が乗降する場合は、完全にバスが停車してから扉を開け、乗降場所の安

全確認をする。

エ 生徒が降車した後も、安全確認後、扉を閉め発進する。

オ 運行経路の交通状況を事前に十分把握し、発車時刻を厳守する。

カ 生徒が乗車している間は、緊急の場合を除き、バスを離れない。

(4) 事故発生時等の処理

交通事故その他緊急事態が発生したときに、直ちに適切な措置を講ずるとともに、学校に報告しなければならない。

また、交通渋滞により規定どおりの運行が困難となった場合も、学校に通報しなければならない。

(5) 自然災害時の対応

自然災害が発生した場合、学校と連絡を取り合っ安全確保に留意しながら、その後の対応について協議することとする。

(6) 報告義務

ア 運行業務に関して毎月「業務完了報告書」を作成し、報告しなければならない。

イ 学校は、受託者に対し委託業務に関して必要な報告を求めることができる。

(7) 守秘義務

業務遂行にあたり、個人情報等知り得た秘密は第三者に漏らしてはいけない。これは契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

7 委託料の支払い等

(1) 受託者は、毎月業務を完了したときは「業務完了報告書」を提出すること。

(2) 受託者は前項の規定による「業務完了報告書」を提出し、学校の検査に合格したときは、**速やかに**「支払請求書」を学校に提出すること。その際、当月の運送に料金（深夜早朝運行料金等）が適用される場合は当月の請求時に請求すること。

なお、運行中止が生じた場合、次の額を請求額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

①自然災害による場合は、運行日の委託料の100分の100を控除した額

②学校の都合による場合は、次の区分による額

ア 運行日の14日前から8日前までに甲から乙に通知した場合
運行日の委託料の100分の80を控除した額

イ 運行日の7日前から24時間前までに甲から乙に通知した場合
運行日の委託料の100分の70を控除した額

ウ 運行日の24時間前以降に甲から乙に通知した場合
運行日の委託料の100分の50を控除した額

8 その他

- (1) 受託者はあらゆる事故及びトラブルの防止に努める。
- (2) 受託者の責に帰すトラブル等が発生した場合は、誠意を持って迅速に正常な業務遂行に努めなければならない。また、受託者は学校の要請に誠意をもって対応しなければならない。
- (3) 生徒の責に帰すトラブル等で費用が発生し、学校が承認した場合は、原則として生徒の保護者が負担する。
- (4) 第三者への再委託は禁止する。
- (5) この仕様書に記載されていないことについて疑義が生じた場合は、学校と受託者で協議のうえ決定する。

(6) 添付書類

- ア 令和6年度（2024年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託年間計画書（別紙1）
- イ 令和6年度（2024年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託運行予定表「総合選択制授業」（別紙2－1）、「学校行事」（別紙2－2）